

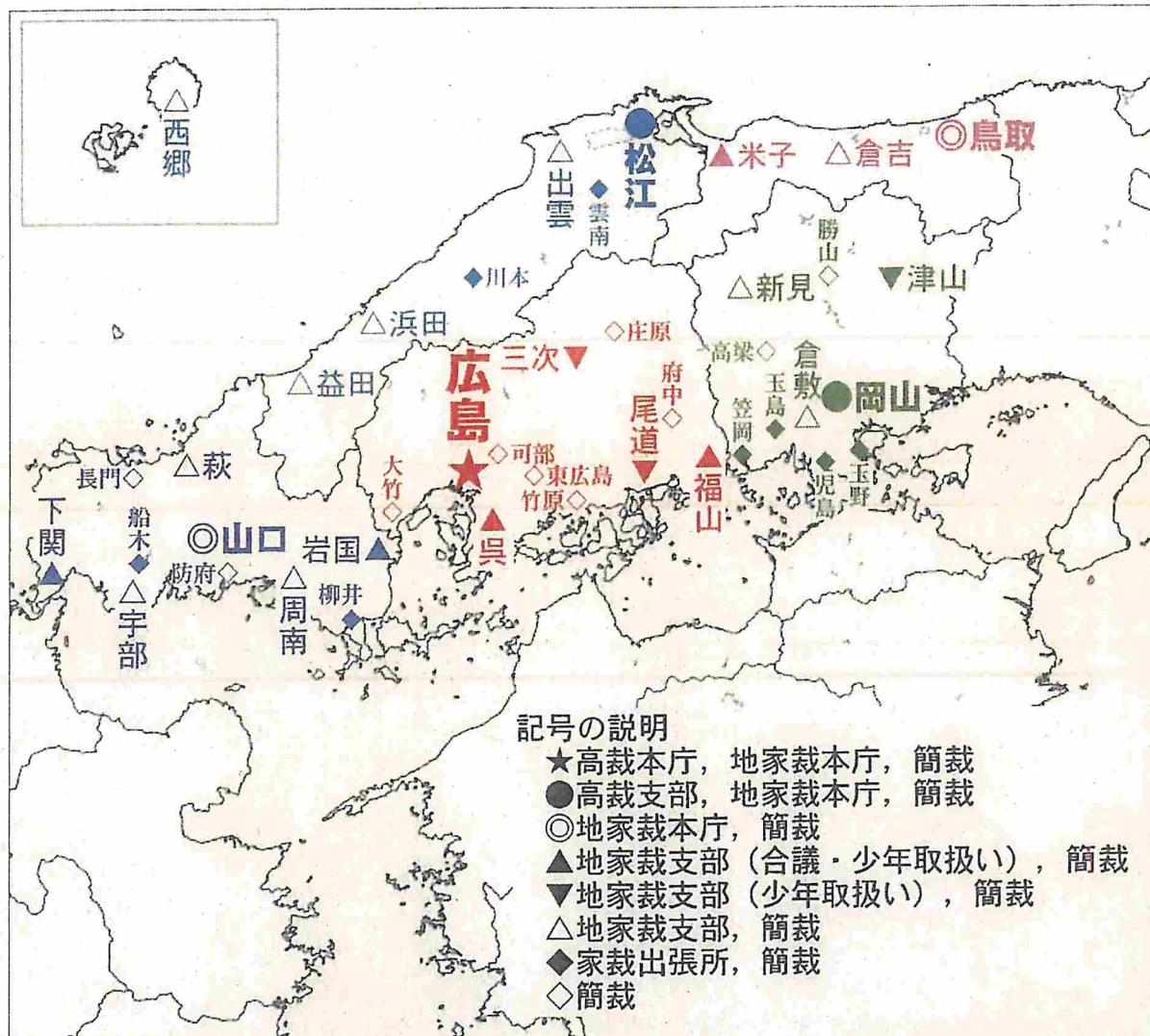
広島高等裁判所及びその管内について (概況説明資料)



1 広島高裁管内の裁判所所在地図	p.1
2 広島高裁管内の裁判所一覧表	p.2
3 広島高裁管内の情勢（人口・弁護士数・控訴件数・裁判員事件数等）	p.3
4 広島高裁及び管内の裁判官数	p.4
5 広島高裁の沿革	p.5
6 参考統計	p.8

令和元年 5 月
広島高等裁判所

1 広島高裁管内の裁判所所在地図



山口地家裁本庁
山口簡裁



高裁岡山支部
岡山地家裁本庁
岡山簡裁



高裁松江支部
松江地家裁本庁
松江簡裁



2 広島高裁管内の裁判所一覧表

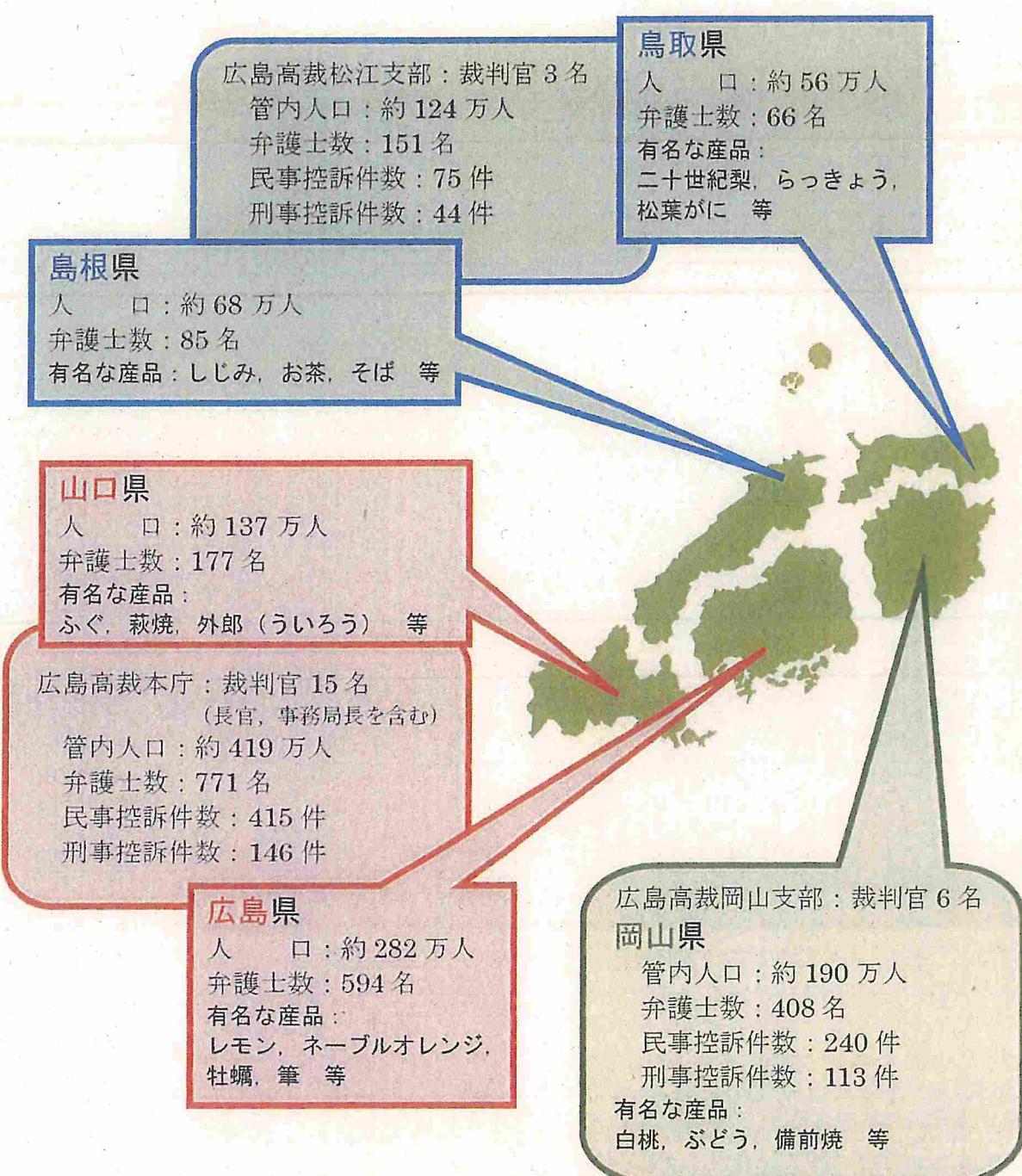
高裁		地家裁					簡裁	検察審査会		
本庁	支部	本庁	支部	合議事件の取扱い	少年事件の取扱い	家裁出張所				
広島	(本庁)	広島	(本庁)	広島	広島		広島	広島第一 広島第二		
			三次				東広島			
			呉	呉	呉		可部			
			福山	福山	福山		大竹			
			尾道		尾道		三次	三次		
		山口	(本庁)	山口	山口		庄原			
			宇部				呉			
			周南				竹原			
			萩				福山	福山		
			岩国	岩国	岩国		府中			
	岡山	岡山	下関	下関	下関		尾道	尾道		
			(本庁)	岡山	岡山		山口			
			倉敷				防府	山口		
			新見				宇部			
			津山				船木	周南		
		鳥取	(本庁)	鳥取	鳥取		船木			
			倉吉				周南			
			米子	米子	米子		萩	萩		
			(本庁)	松江	松江		長門			
			出雲				岩国	岩国		
	松江		浜田				*柳井			
			益田				柳井			
			西郷				下関	下関		
			(本庁)				岡山	岡山		
			雲南				高梁			
			出雲				玉野			
			浜田				児島			
			川本				倉敷	倉敷		
			益田				玉島			
			西郷				*笠岡			
			(本庁)				新見	岡山		
			雲南				津山	津山		
			出雲				勝山			
			浜田				松江	松江		
			川本				益田			
			益田				西郷			
			西郷				西郷			

「合議事件の取扱い」欄は、合議事件を取り扱う地方裁判所又は家庭裁判所の本庁又は支部を示す。「少年事件の取扱い」欄は、その管内の少年法で定める少年保護事件の審判及び少年法第37条1項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の裁判に関する事務を取り扱う家庭裁判所の本庁又は支部を示す。

「家裁出張所」欄中の*印は、家事事件の受付及び裁判官又は調停委員会の判断により当該出張所に出張して行われる家事審判又は家事調停に関する事務のみを取り扱う家庭裁判所出張所であることを示す。

3 広島高裁管内の情勢（人口・弁護士数・控訴件数・裁判員事件数等）

管内の人口	合計約 733 万人 (平成 30 年 10 月)	全国の人口（約 1 億 2,644 万人）の 約 5.8%
管内の弁護士数	合計 1,330 人 (平成 31 年 4 月)	全国の登録数（41,155 人）の 約 3.2%
民事控訴の新受件数 (民事控訴審通常訴訟)	合計 730 件 (平成 30 年)	全国の件数（12,567 件）の 約 5.8 %
刑事控訴の新受件数 (刑事控訴審通常訴訟)	合計 303 件 (平成 30 年)	全国の件数（5,750 件）の 約 5.3 %



4 広島高裁及び管内の裁判官数

令和元年5月1日現在の広島高裁の裁判官数

	長官	判事	判事補(特例)	合計
本 庁	1	14 (事務局長を含む)	0	15
岡山支部		6	0	6
松江支部		3	0	3
合 計	1	23	0	24

裁判官の配置(令和元年5月1日現在)

本 庁	支 部
第一部 (刑事) 多和田 隆史 (36期・部総括) 友重 雅裕 (48期) 水落 桃子 (57期) 廣瀬 裕亮 (58期)	岡山支部第一部 (民事・刑事) 橋本 一 (39期・部総括) 秋信 治也 (47期) 川勝 庸史 (59期)
第二部 (民事) 三木 昌之 (36期・部総括) 増田 純平 (53期) 富田 美奈 (53期) 長 丈博 (56期)	岡山支部第二部 (民事) 松本 清隆 (34期・支部長) 榎本 康浩 (48期) 西田 昌吾 (56期)
第三部 (民事) 金村 敏彦 (35期・部総括) 絹川 泰毅 (44期) 近藤 義浩 (60期)	松江支部 金子 直史 (39期・支部長) 三島 琢 (48期)
第四部 (民事) 森 一岳 (34期・部総括) 鈴木 雄輔 (49期) 沖本 尚紀 (59期)	田中 良武 (55期)

令和元年5月1日現在の広島高裁管内高地家裁別裁判官数

	長官	判事 (所長・高 裁事務局 長を含む)	判事補		小計	簡裁 判事	合計
			うち特例	うち未特例			
広島高	1	23	0	0	0	24	24
広島地		24	10	2	8	34	15
広島家		5	6	6	0	11	11
山口地		10	6	3	3	16	8
山口家		2	3	3	0	5	5
岡山地		18	7	2	5	25	13
岡山家		5	4	3	1	9	9
鳥取地		5	4	2	2	9	3
鳥取家		2	0	0	0	2	2
松江地		5	3	0	3	8	5
松江家		2	0	0	0	2	2
合 計	1	101	43	21	22	145	44
							189

育児休業者及び海外研究者を含む。

広島高裁の沿革

明治 5 年 (1872 年)

それまで府県が司法事務を取り扱っていたが、司法職務定制により司法制度が改革され、司法省臨時裁判所（国の大事に関する事件及び裁判官の犯罪等）、司法省裁判所（上告裁判所）、府県裁判所（原則的な第一審裁判所）、区裁判所（軽微事件）等が設置された。

明治 8 年 (1875 年)

立憲政体の詔書が発せられ、司法省裁判所は廃止、大審院が東京に設置された。そして上等裁判所が東京、大阪、長崎、福島（後に宮城）にそれぞれ設置され、府県裁判所からの控訴等を取り扱うこととされた。

広島、山口、岡山、鳥取、島根の各県は、大阪上等裁判所の管轄に属した。

明治 9 年 (1876 年) 9 月

府県裁判所が廃止され、地方裁判所が東京をはじめ 23 箇所に設置された（なお、地方裁判所支庁が 36 庁置かれた）。さらにその下に、軽微事件を取り扱う区裁判所が 134 庁置かれた。

中国地方では、松江と岩国の 2 箇所に地方裁判所が置かれ、松江裁判所、岩国裁判所と称し、松江裁判所は島根県（現在の鳥取県を含む）を、岩国裁判所は広島、山口の両県をそれぞれ管轄した。なお、岡山県は、神戸裁判所の管轄に属した。

松江、岩国、神戸裁判所は、大阪上等裁判所の管轄に属した。

明治 9 年 (1876 年) 11 月

岩国裁判所が広島に移され、広島裁判所と改称。

明治 14 年 (1881 年)

広島県沼田郡広島区小町に広島裁判所庁舎（後の広島控訴裁判所、広島控訴院）を新営。木造瓦葺 2 階建、延 1,788 m² (541 坪)。



明治 15 年 (1882 年)

治罪法の施行により、上等裁判所が控訴裁判所と、地方裁判所が始審裁判所と、区裁判所が治安裁判所と改称され、裁判所の位置及び管轄区域も改正された。

控訴裁判所は東京、大阪、名古屋、広島、長崎、宮城、函館の 7 か所に設置され、広島控訴裁判所の管轄は次のとおりとなった。

控訴裁判所	始審裁判所	治安裁判所
広島	広島	広島、三次
	尾道	尾道
	山口	山口、岩国、赤間関、萩
	松江	松江、今市
	浜田	浜田
	米子	米子
	鳥取	鳥取
	西郷	西郷

なお、岡山始審裁判所は、大阪控訴裁判所の管轄に属した。

明治 16 年 (1883 年)

次のとおり裁判所の位置及び管轄が改正された。

控訴裁判所	始審裁判所
広島	広島
	山口
	松江
	鳥取

尾道、浜田、米子、西郷の各始審裁判所は、始審裁判所支庁となった。

明治 19 年 (1886 年)

控訴裁判所が控訴院と改称、広島控訴裁判所は広島控訴院となった。

明治 23 年 (1890 年)

大日本帝国憲法のもと、裁判所構成法が施行され、大審院、控訴院、地方裁判所、区裁判所が設置された。

控訴院は東京、大阪、名古屋、広島、長崎、宮城、函館に設置され、中国地方の管轄は次のとおりとなった。

控訴院	地方裁判所	区裁判所
広 島	広 島	広島, 呉, 竹原, 三次, 庄原, 尾道, 福山
	山 口	山口, 徳山, 岩国, 柳井 津, 萩, 船木, 赤間関 (後 に下関と改称)
	松 江	松江, 木次, 今市, 浜田, 大森, 益田, 西郷
	鳥 取	鳥取, 倉吉, 米子, 溝口
大 阪	岡 山	岡山, 片上, 高梁, 新見, 玉島, 笠岡, 津山, 勝山

裁判所法の施行により、新たに最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所が置かれ、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律によって、広島市に広島高等裁判所が置かれ、次のとおりの管轄となった。

高等裁判所	地方裁判所
広 島	広 島
	山 口
	岡 山
	鳥 取
	松 江

明治 28 年 (1895 年)

鳥取地方裁判所が大阪控訴院の管轄となり、
松山地方裁判所が広島控訴院の管轄となった。

明治 38 年 (1905 年)

岡山地方裁判所、鳥取地方裁判所が広島控訴院の管轄となった。

控訴院	地方裁判所
広 島	広 島
	山 口
	松 江
	松 山
	岡 山
	鳥 取

昭和 20 年 (1945 年) 8 月 6 日

原爆により、裁判官・職員多数の命が失われる (昭和 40 年に敷地内に建立された慰靈碑には合計 45 名の名が刻まれている)。

広島控訴院の庁舎も原爆により焼失。被災後、順次、府中国民学校、株式会社日本製鋼所広島製作所構内、東洋工業株式会社付属青年学校内に移転した。

昭和 20 年 (1945 年) 8 月 15 日

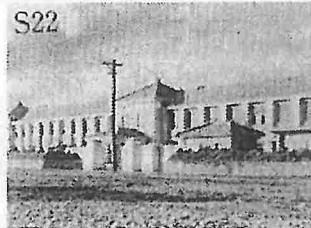
高松控訴院が置かれ、広島控訴院管轄の松山地方裁判所は、高松控訴院の管轄となった。

昭和 21 年 (1946 年)

高松控訴院が廃止され、松山地方裁判所が再び広島控訴院の管轄となった。

昭和 22 年 (1947 年) 5 月 3 日

昭和 22 年 (1947 年)



S22

広島高等裁判所、広島地方裁判所、広島簡易裁判所合同庁舎事務棟の一部が、元歩兵 11 連隊兵舎跡 (現庁舎敷地の一部) に完成。木造モルタル吹付仕上げ 2 階建、延 2,694 m² (815 坪)。

昭和 23 年 (1948 年) 3 月

広島高等裁判所松江支部を設置。

昭和 23 年 (1948 年) 10 月

広島高等裁判所岡山支部を設置。

昭和 24 年 (1949 年) 1 月

全国に家庭裁判所が置かれることになり、広島高等裁判所管内には、広島、山口、岡山、鳥取、松江の各家庭裁判所を設置。

昭和 24 年 (1949 年) 6 月

第二期、第三期工事を経て、広島高地簡裁の合同庁舎全部が完成。

昭和 39 年 (1964 年)

S39



広島高地簡裁の新合同庁舎 (北棟及び南棟) が完成。鉄筋コンクリート造 3 階建。

昭和 60 年 (1985 年)

広島高地簡裁合同庁舎の東棟及び西棟が完成。
鉄筋コンクリート造 6 階建。

昭和 62 年 (1987 年)

広島高地簡裁（北棟及び南棟）の既存棟を改築。



昭和 63 年 (1988 年)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部改正により、管内 22 庁（事務移転 2 庁を含む）の簡易裁判所が廃止された。

平成 2 年 (1990 年)

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の一部改正により、管内地方裁判所及び家庭裁判所支部のうち、7 支部が廃止された。

平成 10~12 年度 (1998~2000 年度)

大規模な内部改修を実施。国民に利用しやすく分かりやすい裁判所の実現に向けて、受付窓口の 1 階配置、扉、壁等の透明化、便所の改修を行う。また、裁判部の協働態勢に資するため、

また、IT 化や事務の合理化に対応するため、資料室の高・地裁合同排架、事務局を除く事務室をすべて二重床構造にするなど、より機能的な庁舎に改修した。さらに、法廷棟にエレベータを設置するとともに、事務局の事務室も二重床化した。

平成 17~20 年度 (2005~2008 年度)

裁判員制度に対応するための法廷等の整備、広島地裁民事執行センターの増築など、大規模な改修・増築を実施した。



広島地裁 304 号法廷（裁判員法廷）

平成 24~26 年度 (2012~2014 年度)

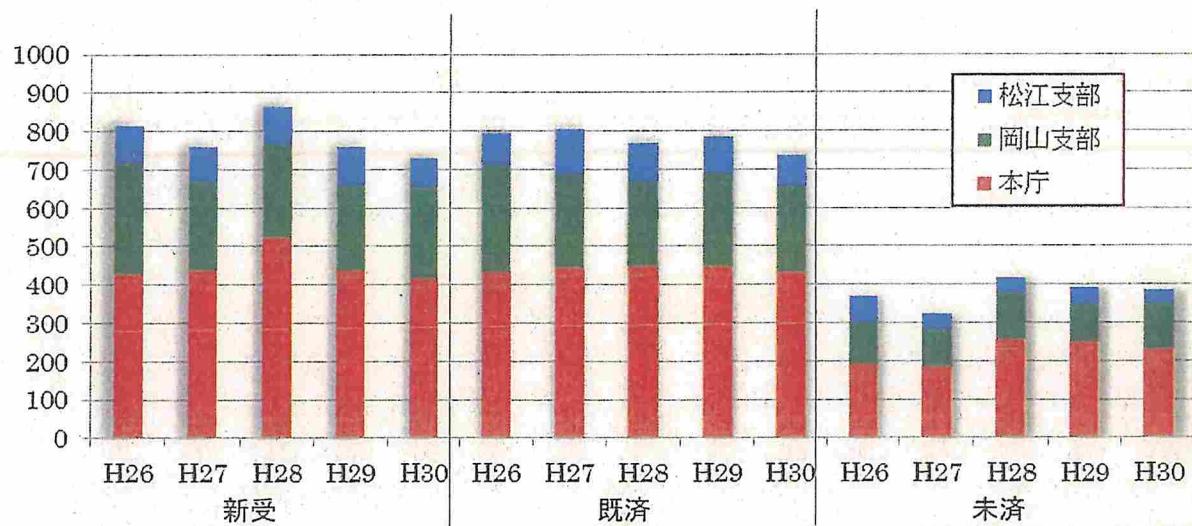
広島高地簡裁合同庁舎の南棟（事務棟）及び北棟（法廷棟）が、耐震診断の結果、震度 6 強以上の大地震に耐えられないという評価を受けたことから、平成 24 年度から 3 年の計画で、耐震改修工事を実施した。

上記工事以外にも、照明器具更新、電気設備改修、外壁改修、屋上防水改修等の工事を行った。

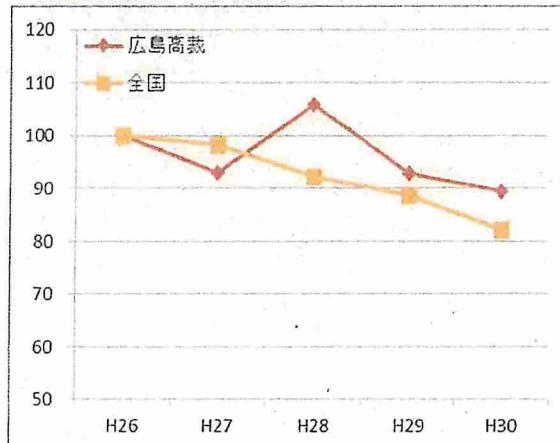
5 参考統計

広島高裁 民事通常控訴事件数の動向

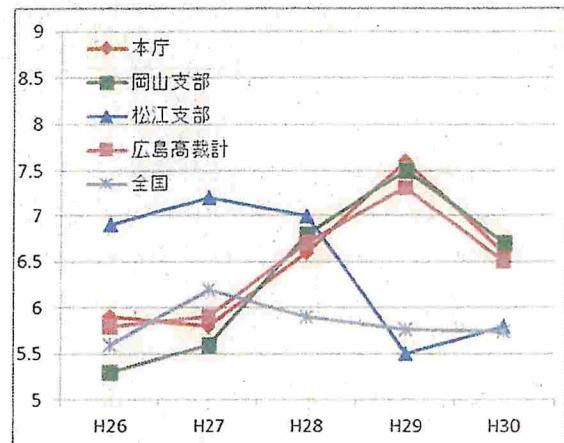
	新受					既済					未済				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
本庁	427	439	523	439	415	430	446	449	448	433	190	183	257	248	230
岡山支部	290	231	243	221	240	280	242	221	241	222	111	100	122	102	120
松江支部	99	90	98	99	75	84	117	98	98	82	68	41	41	42	35
広島高裁 合計	816	760	864	759	730	794	805	768	787	737	369	324	420	392	385
全国	15310	15067	14145	13584	12567	15308	15613	14415	13744	12922	6200	5654	5384	5224	4869



民事控訴審通常訴訟事件新受件数の推移
H26 を 100 とした場合

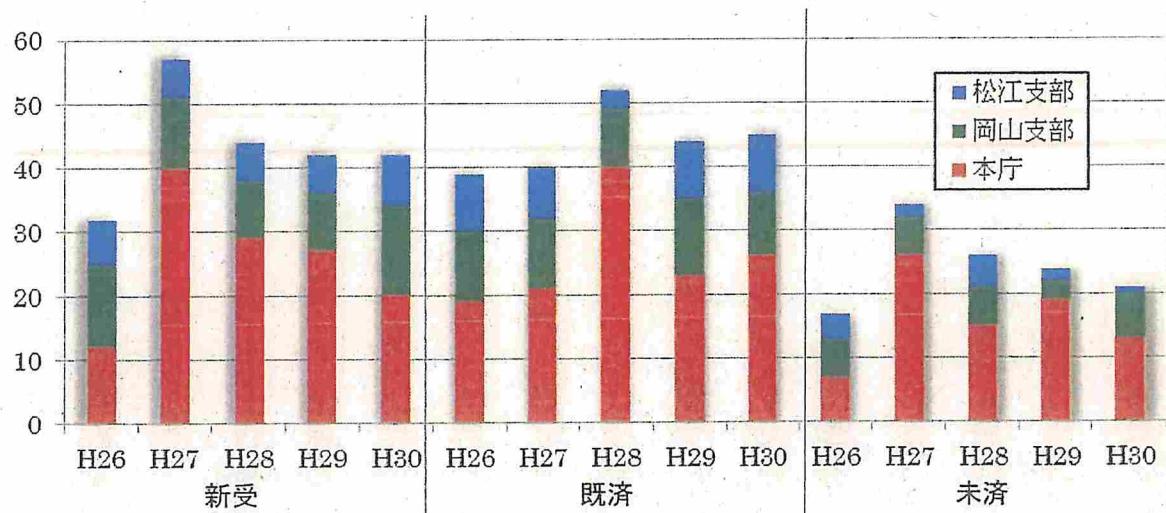


民事控訴事件（終局）の平均審理月数

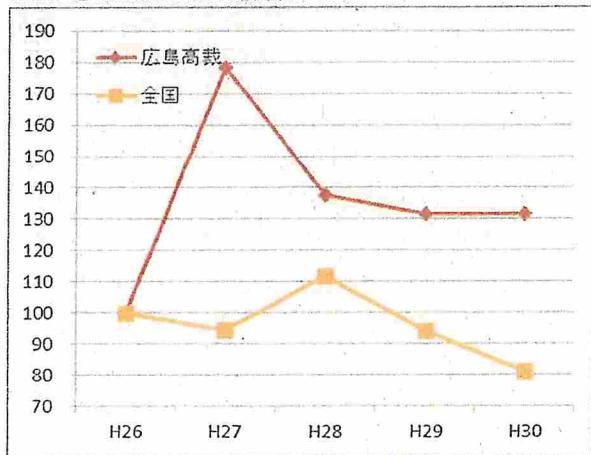


広島高裁 行政訴訟控訴事件の動向

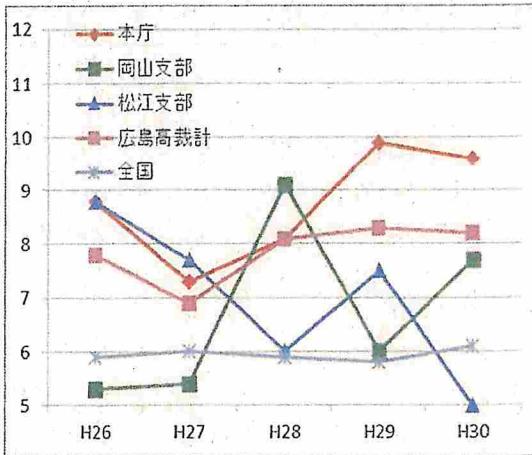
	新受					既済					未済				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
本庁	12	40	29	27	20	19	21	40	23	26	7	26	15	19	13
岡山支部	13	11	9	9	14	11	11	9	12	10	6	6	6	3	7
松江支部	7	6	6	6	8	9	8	3	9	9	4	2	5	2	1
広島高裁合計	32	57	44	42	42	39	40	52	44	45	17	34	26	24	21
全国	998	943	1116	941	811	977	944	1080	1013	856	428	427	463	391	346



行政控訴事件新受件数の推移
H26を100とした場合

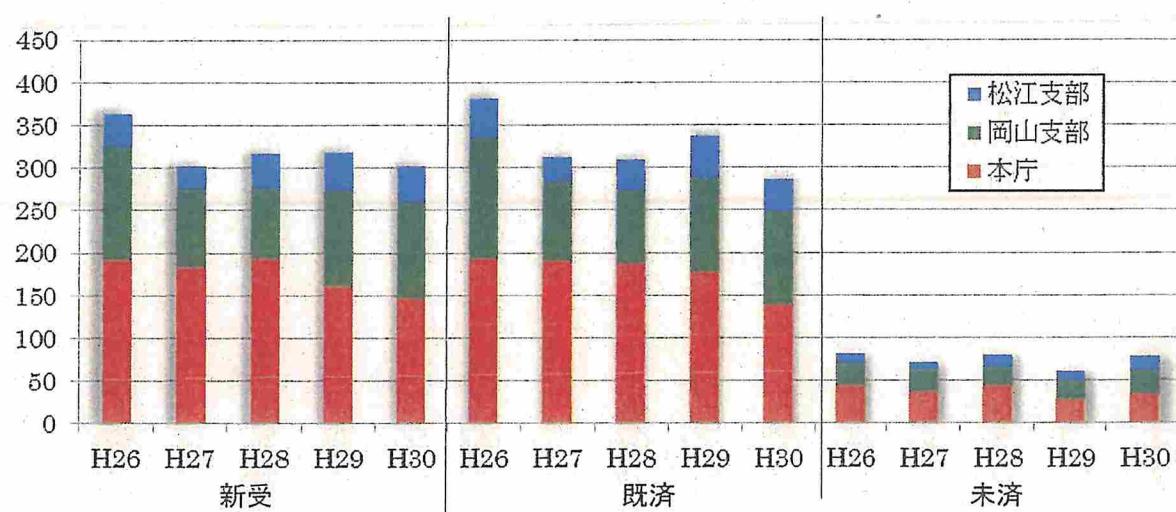


行政控訴事件（終局）の平均審理月数

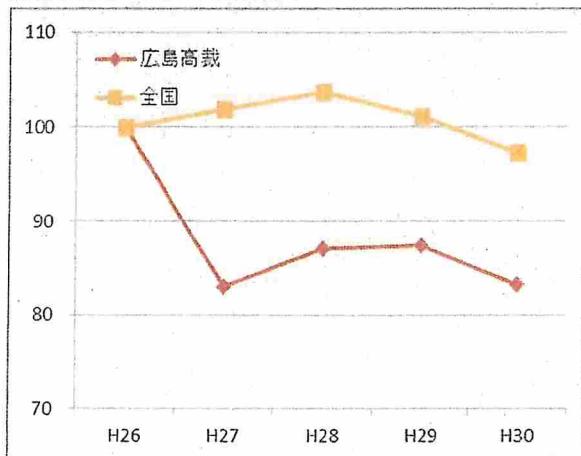


広島高裁 刑事控訴事件数の動向

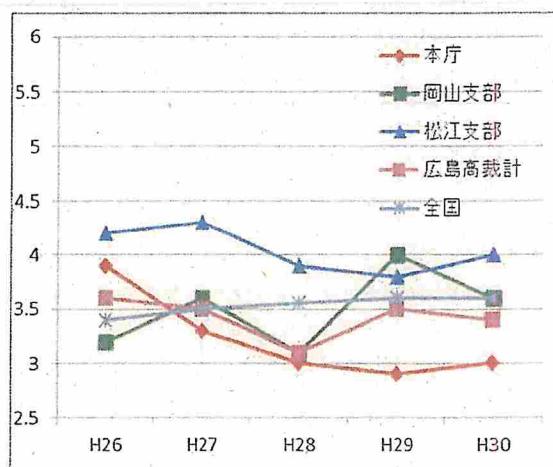
	新受					既済					未済				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
本庁	191	183	193	160	146	192	190	187	176	139	44	37	43	27	34
岡山支部	133	92	83	113	113	143	93	86	112	109	26	25	22	23	27
松江支部	40	27	41	45	44	46	29	36	49	38	12	10	15	11	17
広島高裁合計	364	302	317	318	303	381	312	309	337	286	82	72	80	61	78
全国	5905	6017	6124	5976	5750	5890	6078	5910	6098	5710	1343	1282	1496	1374	1414



刑事控訴審通常訴訟事件新受件数の推移
H26を100とした場合

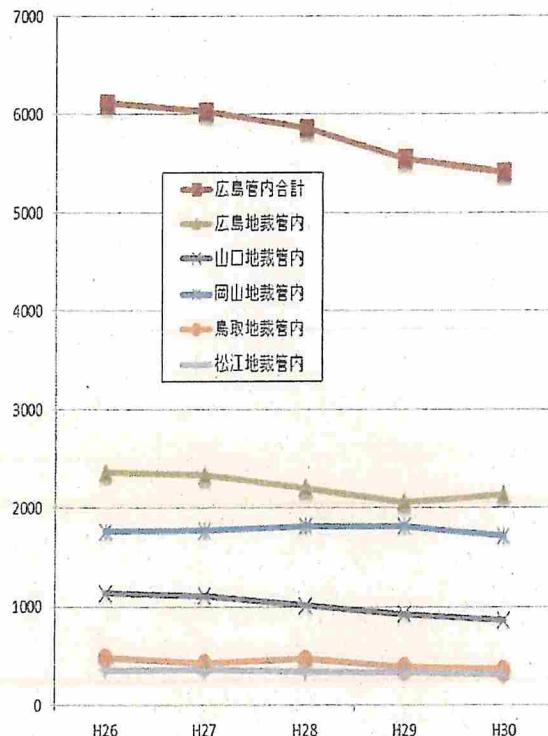


刑事控訴事件（終局）の平均審理月数

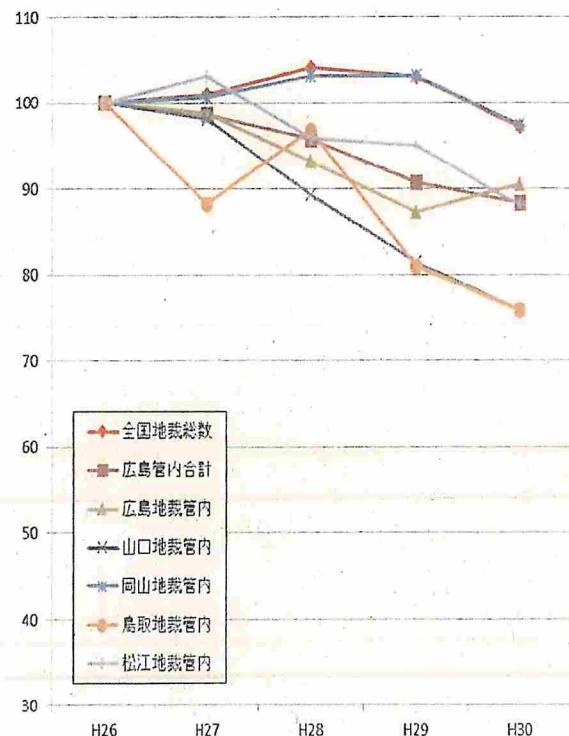


管内の地裁の事件動向

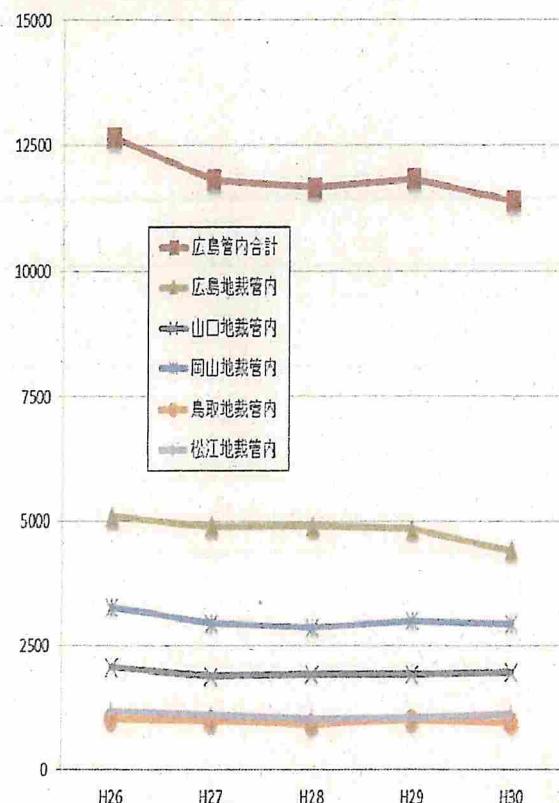
地裁民事第一審通常訴訟新受件数



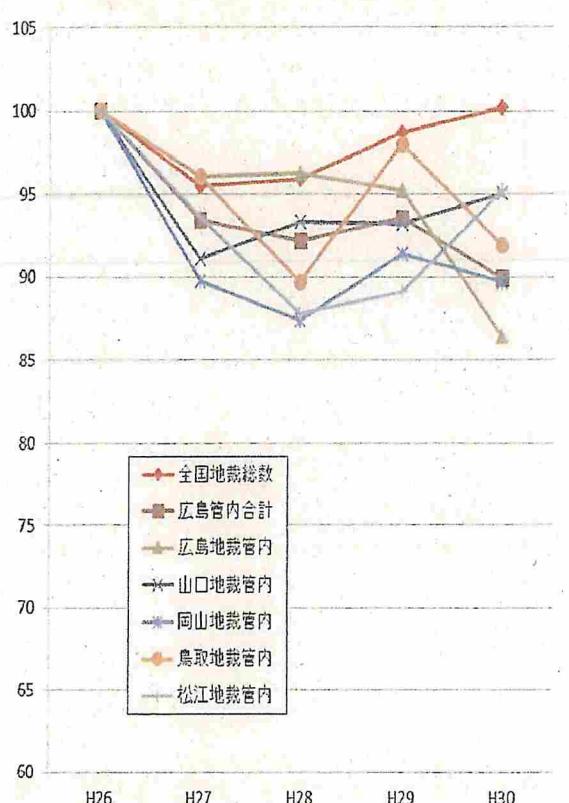
(平成 26 年を 100 とした場合)



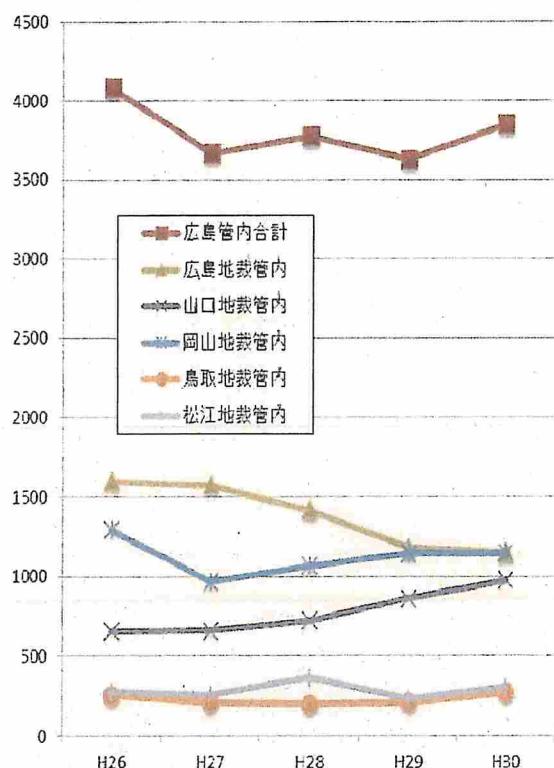
地裁民事執行事件数



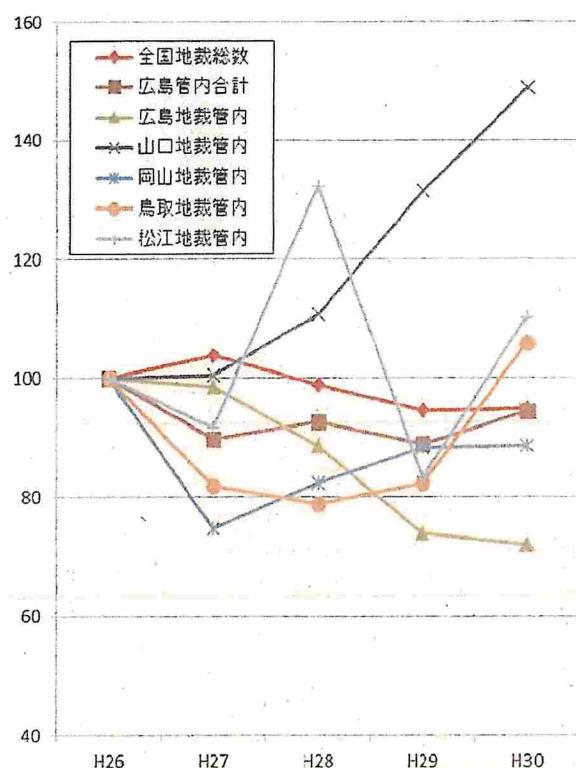
(平成 26 年を 100 とした場合)



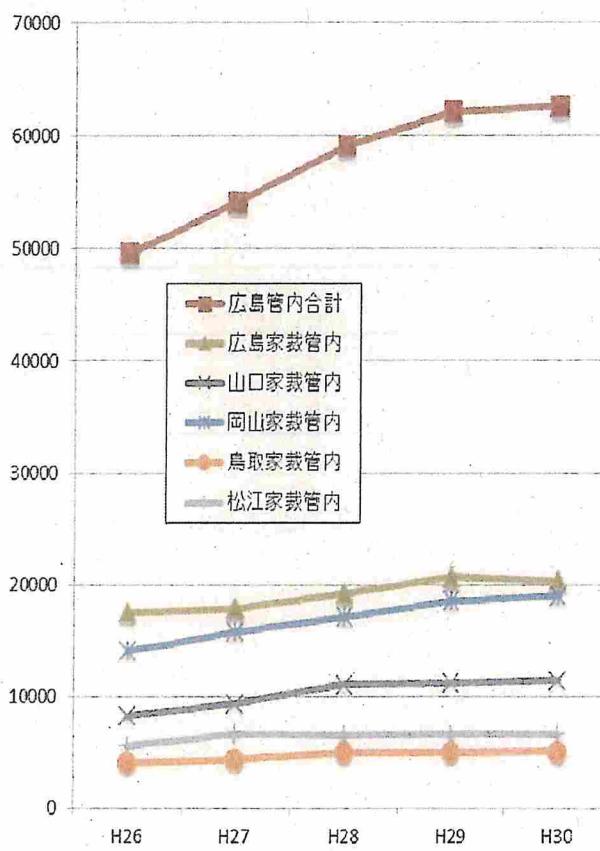
地裁刑事訴訟事件数



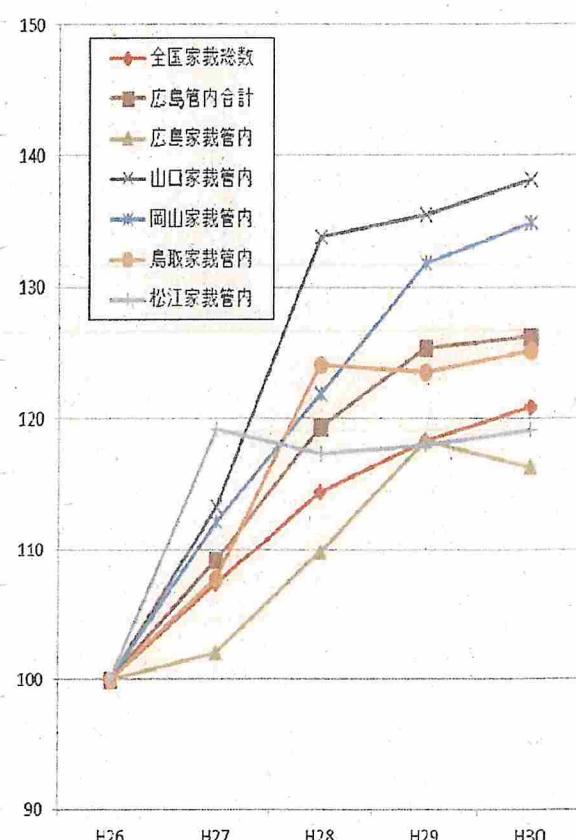
(平成 26 年を 100 とした場合)



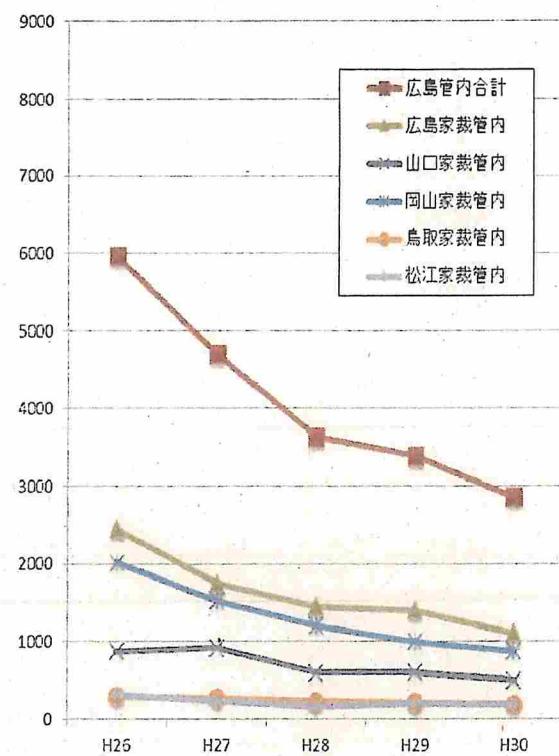
家裁家事審判事件数



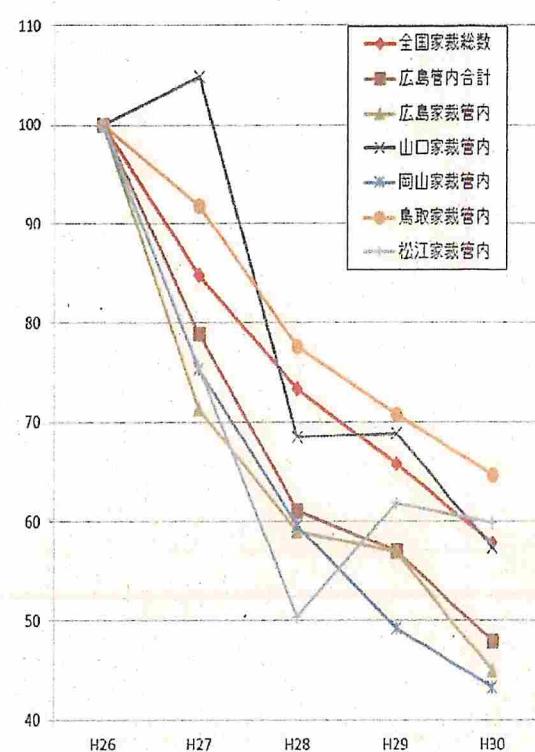
(平成 26 年を 100 とした場合)



家裁少年一般保護事件数

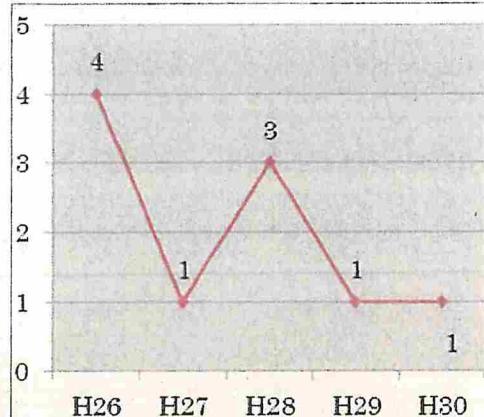


(平成 26 年を 100 とした場合)

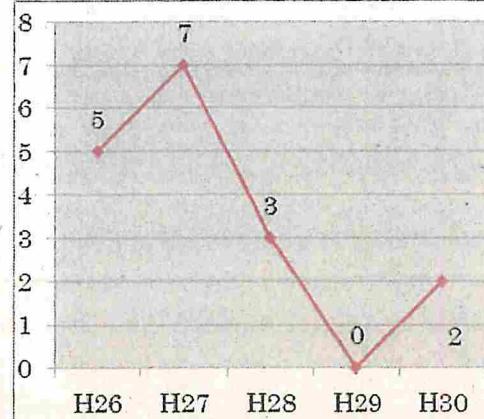


裁判員裁判関係（新受件数）の状況（管内地裁）

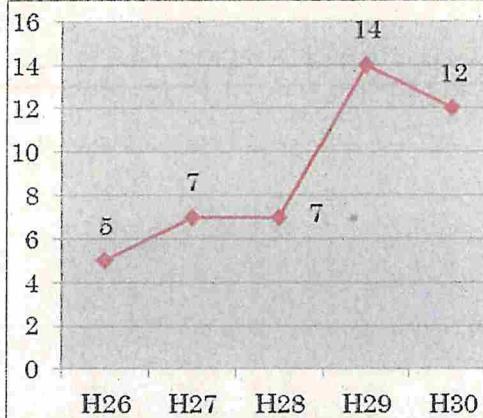
松江



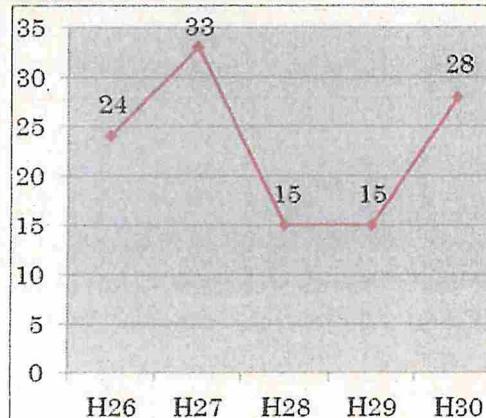
鳥取



山口



広島



岡山

